他府県の手話言語条例（平成２８年４月１日現在）その２

資料５－２

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |
| 　 | 全日本ろうあ連盟の県手話言語モデル条例 | 長野県手話言語条例 | 埼玉県手話言語条例 | 沖縄県手話言語条例 |
| 　 | 平成２６年４月６日更新 | 平成２８年３月１４日成立同　　年３月２２日施行 | 平成２８年３月２５日成立同　　年４月　１日施行 | 平成２８年３月２８日成立　同　　年４月１日施行 |
| 前文 | 　 | 　手話は言語である。　私たちは、手話が、音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、手や指、体の動きや表情などにより視覚的に表現される言語であり、我が国においては、明治時代に始まり、手話を使う、ろう者をはじめとする関係する多くの人々の間で大切に受け継がれ発展してきたものであることを、まず認識しなければならない。　しかしながら、手話は、今日に至るまで決して順調な発展を続けてきたわけではない。意思の伝達手段として尊重されることもあったが、ろう学校での読唇と発声の訓練を基本とする口話法の導入により、手話が自由に使用できないことや、手話を習得し、手話で学ぶなどの機会を十分に得られないことで、これまで、ろう者が数々の困難に直面した歴史があることにも思いを至らせなければならない。　ようやく手話が、国際的に言語として位置付けられたのは、国際連合総会において、平成18年に障害者の権利に関する条約が採択されたことによるものである。これにより、我が国においても、平成23年の障害者基本法の改正や平成26年の障害者の権利に関する条約の批准が行われ、制度的には前進したものの、手話への理解やその普及は、まだ大きな広がりを得ていない状況にある。　言語は、人と人とをつなぐ絆である。　長野県には、先人によって守り育てられてきた豊かな自然とともに、人と人との絆を大切にする心が息づいている。そして手話には、これまで手話により、周囲の世界を知り、考え、意思を伝えてきた人々の魂が宿っている。　私たちは、手話が、障害のある人もない人も、互いに支えあいながら共に生きる地域社会の象徴となり、誰もが手話に対する理解を深め、手話が広く日常生活で利用される長野県を目指すためにこの条例を制定する。 | 　手話は、物の名前や概念等を手指の動きや表情等により視覚的に表現する言語であり、ろう者の思考や意思疎通に用いられている。我が国において、手話は、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきたが、一方で長い間、手話を使う権利やろう者の尊厳が損なわれてきた。　埼玉県においても、ろう者は、偏見と闘いながら手話を大切に守り続け、手話を使用して生活を営み、手話による豊かな文化を築いてきており、その歴史の歩みと誇りは尊重されるべきものである。　そして、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記された。我が国においても、平成２３年に改正された障害者基本法において言語に手話を含むことが明記され、平成２６年に障害者の権利に関する条約が批准された。　しかしながら、ようやく手話が言語であることが認められ、手話に対する理解が求められるようになったものの、いまだ手話に対する理解が社会において深まっているとは言えない。　このような中で、埼玉県において、ろう者以外の者がろう者を理解し、互いに共生することのできる地域社会を実現するためには、手話を広く普及し、県民一人一人が手話に対する理解を深めていくことが必要である。　ここに、私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を広く埼玉県に普及していくことによって、ろう者とろう者以外の者とが手話により心を通わせ、相互に人格と個性を尊重し合い、共生することのできる埼玉県をつくるため、この条例を制定する。 | 　手話は、手指の動きや表情などを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とろう者以外の者が、意思疎通を行うために必要な言語である。 我が国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。しかし、昭和８年にはこれと相反する発音訓練を中心とする口語法の導入により、ろう学校での手話の使用が事実上困難となった。　沖縄県のろう学校においては、昭和１３年頃までは手話が用いられていたが、昭和１４年頃からは口語指導が始められた。　沖縄県におけるろう者を取り巻く環境は、沖縄戦による沖縄県立盲聾唖学校の消失や米国統治及び日本復帰など大きく変遷した。　そうした中、米国で風しんが流行し、半年遅れに当たる昭和39年から40年にかけて沖縄全域で風しんが流行した。琉球政府の要請を受けて昭和44年に行われた日本政府派遣検診班の検診報告書によると、339名の聴覚障害児の出生が明らかになった。　その後、平成18年に国際連合総会において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記された障害者の権利に関する条約が採択され、平成26年に我が国も批准した。　また、平成２３年に改正された障害者基本法(昭和45年法律第84号）では手話が言語であることが規定されたものの、手話に対する歴史的経緯もあって理解が浸透している状況とは言えない。　沖縄県では、平成25年に沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成25年沖縄県条例第64号）を制定し、障害のある人もない人もすべての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会の実現に取り組んでいる。　手話は、確保されるべき意思疎通手段の一つとしての言語であるとしっかりと認識し、手話を使い生活を営むろう者とろう者以外の者が互いに理解し合える地域社会を構築するため、この条例を制定する。 |
| 目的 | 1. 総則

（目的）第１条　この条例は、手話を言語として明示した障害者の権利に関する条約や障害者基本法にもとづき、手話に関する基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。 | （目的）第１条　この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民の手話及びろう者に対する理解の促進を図り、もってろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重しあいながら共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。 | （目的）第１条　この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し、基本理念を定め、県、県民等及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者とが共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。 | （目的）第１条　この条例は、手話が手指の動きや表情などを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とろう者以外の者が意思疎通を行うために必要な言語であることに鑑み、手話に対する理解の促進、手話を使用しやすい環境づくり、これらの手話の普及（以下「手話の普及」という。）に関し、基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、手話の普及に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。 |
| 定義 | （定義）第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。一　手話　ろう者が、自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性の涵養及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であるものをいう。二　ろう者　聴覚障害者のうち、手話を使い日常生活をおくる者をいう。 | （定義）第２条　この条例において「ろう者」とは、聴覚障害者のうち手話を使い日常生活又は社会生活を営むものをいう。２　この条例において「手話の普及等」とは、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。 | 　 | 　 |
| 基本理念 | （基本理念）第３条　ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、手話が言語であることを認識し、手話への理解の促進と手話の普及、手話が使いやすい環境の整備を行わなければならない。かつ、ろう者が手話により意思疎通を行う権利を有し、その権利は尊重されなければならない。 | （基本理念）第３条　手話の普及等は、手話が独自の体系を持つ言語であり、ろう者が受け継いできた文化的所産であることについての県民の理解の下に、行われなければならない。２　手話の普及等は、手話が、意思疎通のための手段として選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段として選択の機会の拡大が図られることを旨として行われなければならない。 | （基本理念）第２条　手話の普及は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。１　手話が、ろう者が自らの生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性を涵養し、及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であることを理解すること。２　ろう者とろう者以外の者とが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行う権利を尊重すること。 | （基本理念）第２条　ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し、手話が意思疎通を行うために必要な言語であるとの認識の下に、手話の普及を図るものとする。 |
| 県の責務 | （県の責務）第４条　県は、基本理念にのっとり、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。２　県は、ろう者及び手話通訳者の協力を得て、この条例の目的と基本理念に対する県民の理解の促進を図るものとする。 | （県の責務）第４条　県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行うとともに、手話の普及等を推進するものとする。 | （県の責務）第３条　県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。２　県は、ろう者及び手話通訳を行う者その他の手話に関わる者（以下「手話通訳者等」という。）の協力を得て、基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。 | （県の責務）第３条　県は、前条に定める基本理念にのっとり、手話ができる者の協力を得て、手話の普及に関する施策の推進に努めるものとする。２　県は、市町村と連携し、手話を学ぶ機会の提供、手話通訳者の養成その他の手話の普及に関する施策の推進に努めるものとする。３　県は、学校教育における手話の普及のための取組への支援に努めるものとする。 |
| 市町村の責務 | （市町村の責務）第５条　市町村は、この条例の目的と基本理念に対する住民の理解の促進、並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。 | （市町村との連携協力）第10条　県は、手話の普及等に関する施策の実施に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が行う手話の普及等に関する施策に協力するものとする。 | （市町村との連携協力）第４条　県は、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、市町村その他関係機関及び関係団体との連携協力を図るものとする。２　県は、前項の環境の整備に当たっては、市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。 | 　 |
| 県民の役割 | （県民の役割）第６条　県民は、この条例の目的と基本理念に対する理解を深めるよう努めるものとする。２　ろう者は、県の施策に協力するとともに、この条例の目的と基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。３　手話通訳者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、この条例の目的と基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。 | （県民の役割）第５条　県民は、基本理念にのっとり、手話に対する関心と理解を深めるとともに、手話の普及等に関する施策に協力するよう努めるものとする。 | （県民等の役割）第５条　県民及び地域活動団体（地域で文化、スポーツ、ボランティア等の活動に取り組む団体をいう。）は、基本理念を理解し、地域社会の一員として、手話を使用しやすい地域社会の実現に努めるものとする。２　ろう者は、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。３　手話通訳者等は、手話に関する技術の向上、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。 | （県民の役割）第４条　県民は、手話に対する理解を深めるとともに、手話の普及に関する施策に協力するよう努めるものとする。 |
| 事業者の役割 | （事業者の役割）第７条　事業者は、基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。 | （事業者の役割）第９条　事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して配慮するよう努めるものとする。 | （事業者の役割）第６条　事業者は、基本理念を理解し、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。 | 　 |
| 手話の普及（計画の策定及び推進） | 第２章 手話の普及（計画の策定及び推進）第８条　県は、障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第１１条第２項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者計画」という。）において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な次の施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。一　手話の普及及び理解の促進のための施策に関する事項二　手話による情報取得の施策に関する事項三　手話による意思疎通支援の施策に関する　事項四　前３号に掲げるもののほか、この条例の目的の実現を図るために必要な施策に関する事項２　知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、第17条に規定する○○県手話施策推進協議会の意見を聴かなければならない。３　知事は、第１項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。 | （施策の策定及び推進）第11条　県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第２項の規定による障害者計画において、手話の普及等に関する必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。２　知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、長野県障がい者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。３　知事は、第１項に規定する施策について、実施状況を公表しなければならない。４　第２項の規定は、第１項に規定する施策の変更について準用する。 | （計画の策定及び推進）第７条　県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第２項に規定する都道府県障害者計画において、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。２　県は、前項の手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するに当たっては、ろう者及び手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けるものとする。 | （手話推進計画）第７条　県は、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、計画を策定し、これを実施しなければならない。 |
| 手話を学ぶ機会の確保等 | （手話を学ぶ機会の確保等）第９条　県は、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等を行うものとする。２　県は、手話に関する学習会を開催する等により、その職員がこの条例の目的と基本理念を理解し、手話を学習するための取組を推進するものとする。 | （ろう者が通う学校の設置者の役割）第８条　ろう者が通う学校の設置者は、基本理念にのっとり、ろう者が手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。２　ろう者が通う学校の設置者は、基本理念にのっとり、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、通学するろう者及びその保護者に対する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。（手話を学ぶ機会の確保等）第12条　県は、県民が手話を学ぶ機会の確保をするため、手話に関する講座の開設その他必要な措置を講ずるものとする。２　県は、県民が手話に親しみを覚える取組を行う者に対し、必要な支援を行うものとする。 | （手話を学ぶ機会の確保等）第８条　県は、市町村その他の関係機関、ろう者、　　手話通訳者等及び関係団体と協力して、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等に努めるものとする。２　県は、手話を必要とする者が手話を学ぶことができるよう、手話に関する学習会の開催その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。３　県は、その職員が基本理念を理解し、手話を学ぶことができるよう、手話に関する学習会の開催その他の手話を学習する取組を推進するものとする。 | 　 |
| 手話を用いた情報発信等 | （手話を用いた情報発信等）第10条　県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信を行うものとする。２　県は、ろう者が手話をいつでも使え、手話による情報を入手できる環境を整備するため、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等を行うものとする。 | （手話による情報発信）第15条　県は、ろう者が災害に関する情報を迅速に得られ、及び県政に関する情報を容易に得られるよう、手話による情報発信を行うものとする。 | （情報へのアクセス）第９条　県は、ろう者が県政に関する情報を円滑　　に取得することができるよう、情報通信技術の活用に配慮しつつ、手話を用いた情報発信の推進に努めるものとする。２　県は、災害その他非情の事態の場合に、ろう者が手話等により必要な情報を速やかに取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。 | 　 |
| 手話通訳者等の確保、養成等 | （手話通訳者等の確保、養成等）第11条　県は、市町村と協力して、ろう者がいつどこでも無償で手話通訳者の派遣等による意思疎通支援を受けられる体制を確保するとともに、手話通訳者等及びその指導者の確保、養成及び手話技術の向上を図るものとする。 | （手話通訳者等の養成等）第14条　県は、市町村と協力して、手話通訳者その他の手話を使うことができる者及びその指導者の確保、養成及び手話に関する技術の向上を図るものとする。２　前項に定めるもののほか、県は、市町村と協力して、災害時において互いに支え合うための地域づくりに資するよう、手話を使うことができる者の養成を行うものとする。（手話通訳者の派遣体制の整備等）第16条　県は、ろう者が手話による意思疎通を図ることができる環境の整備に資するよう、手話通訳者の派遣その他必要な措置を講ずるものとする。 | （手話通訳者等の確保、養成等）第10条　県は、市町村その他関係機関及び関係団体と協力して、手話通訳者等及びその指導者の確保、養成及び手話に関する技術の向上並びに手話通訳に関する普及啓発に努めるものとする。 | 　 |
| 学校における手話の普及 | （学校における手話の普及）第12条　聴覚障害者である幼児，児童又は生徒（以下「ろう児等」という）が通学する学校の設置者は、手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話の習得及び習得した手話に関する技術の向上のために必要な措置を講ずるものとする。２　ろう児等が通学する学校の設置者は、この条例の目的及び手話の意義に対する理解を深めるため、ろう児等及びその保護者に対する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援等に関する措置を講ずるものとする。３　県は、この条例の目的及び手話の意義に対する理解を深めるため、学校教育で利用できる手引書の作成その他の措置を講ずるものとする。 | （学校における理解の増進）第13条　県は、学校教育において、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、資料の作成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。 | （学校における手話の普及）第11条　聴覚障害のある幼児、児童又は生徒（以下この条において「ろう児等」という。）が通学する学校の設置者は、当該ろう児等が手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。２　ろう児等が通学する学校の設置者は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、当該ろう児等及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。３　ろう児等が通学する学校の設置者は、前二項に規定する事項を推進するため、手話の技能を有する教員（ろう者の教員を含む。）の確保及び教員の専門性の向上に関する研修等に努めるものとする。４　県は、学校において、ろう児等とろう児等以外の児童及び生徒との交流の機会を充実させることにより、その相互理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。５　県は、学校において、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、手話に関する啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 | （学校における取組）第６条　ろうである幼児、児童及び生徒（以下「ろう児等」という。）が通学する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、大学を除く。）の設置者は、ろう児及びその保護者に対し手話に関する学習の機会を提供するとともに、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 |
| 事業者への支援 | （事業者への支援）第13条　県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。 | （事業者への支援）第17条　県は、事業者がろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときに手話を使用しやすい環境の整備のために行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。 | （事業者への支援）第12条　県は、第６条に規定する事業者の取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。 | 　 |
| ろう者等による普及啓発 | （ろう者等による普及啓発）第14条　ろう者及びろう者の団体は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を広めるため自主的に普及啓発活動を行うよう努めなければならない。 | （ろう者の役割）第６条　ろう者は、基本理念にのっとり、手話の普及等に関する施策に協力するとともに、主体的かつ自主的に手話の普及につとめるものとする。（手話通訳者の役割）第７条　手話通訳者（知事が別に定める試験に合格した者その他知事が別に定める者をいう。第14条及び第16条において同じ。）は、基本理念にのっとり、手話の普及等に関する施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上に努めるものとする。 |  | （ろう者等による普及）第５条　ろう者及び手話の関係団体は、手話の普及に関する施策に協力するとともに、自主的に手話の普及啓発を行うよう努めるものとする。 |
| 手話に関する調査研究 | （手話に関する調査研究）第15条　県は、ろう者、手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。 | 　 | （手話による文化芸術活動の振興）第13条　県は、手話による文化芸術活動の振興を　図るため、当該活動に対する協力その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。（手話に関する調査研究）第14条　県は、ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。 | 　 |
| 財政上の措置 | （財政上の措置）第16条　県は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。 | （財政上の措置）第18条　県は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。 | （財政上の措置）第15条　県は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。 | （財政上の措置）第10条　県は、手話の普及に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。 |
| 手話施策推進協議会（設置） | 第３章 ○○県手話施策推進協議会（設置）第17条　次に掲げる事務を行わせるため、○○県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。一　第８条第２項の規定により、知事に意見を述べること。二　この条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。 | 　 | 　 | （協議会の設置）第８条　前条に規定する計画の策定または変更に関する事項について、知事の諮問に応じ調査審議するため、沖縄県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。２　協議会は、委員１５人以内で組織する。３　委員は、ろう者、手話に関係する者、学識経験のある者及びその他適当と認められる者のうちから、知事が任命する。４　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残期間とする。５　委員は再任されることができる。６　前各号で定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 |
| 手話施策推進協議会（組織） | （組織）第18条　協議会は、委員○人以内で組織する。 | 　 | 　 |
| 手話施策推進協議会（委員） | （委員）第19条　委員は、ろう者、手話通訳者、行政機関の職員及び優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。２　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。３　委員は、再任されることができる。 | 　 | 　 |
| 手話施策推進協議会（会長） | （会長）第20条　協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。 | 　 | 　 | 　 |
| 手話施策推進協議会（会議） | （会議）第21条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。２　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 | 　 | 　 | 　 |
| 手話施策推進協議会（庶務） | （庶務）第22条　協議会の庶務は、○○部において処理する。 | 　 | 　 | 　 |
| 雑則 | （雑則）第23条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。 | 　 | 　 | （手話推進の日）第９条　県民の手話に対する関心と理解を深めるため、手話推進の日を定める。２　手話推進の日は、毎月第３水曜日とする。 |
| 附則 | 附 則この条例は、公布の日から施行する。 | 附則（施行期日）１　この条例は、公布の日から施行する。（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）２　特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。　別表第３の３中「｜障がい者施策推進協議会の委員｜」を「｜障がい者施策推進協議会の委員及び専門委員｜」に改める。（長野県障がい者施策推進協議会条例の一部改正）３　長野県障がい者施策推進協議会条例（昭和46年長野県条例第29号）の一部を次のように改正する。　第７条を第９条とし、第６条を第８条とし、第５条の次に次の２条を加える。（専門委員）第６条　専門の事項を調査するため、必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。２　専門委員は、学識経験者等のうちから知事が任命する。３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。（部会）第７条　協議会に、部会を置くことができる。２　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。３　部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。４　部会長は、部会の事務を掌理する。５　第４条第３項及び第５条の規定は、部会長及び部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。 | 附則　この条例は、平成28年４月１日から施行する。 | 附則　この条例は、平成28年４月１日から施行する。ただし、第８条の規定は、平成28年６月１日から施行する。 |